

一般社団法人新潟県安全運転管理者協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟県安全運転管理者協会(以下「この協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この協会の主たる事務所は、新潟県北蒲原郡聖籠町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者の資質の向上並びに安全運転管理者を選任する事業所等(以下「事業所等」という。)における安全運転管理体制の充実強化を図るとともに、広く県民の交通安全意識の普及高揚を図り、もって交通事故のない安全な交通社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 安全運転に関する広報及び啓発
- (2) 安全運転管理に関する調査及び研究
- (3) 安全運転管理に関する研修会等の開催
- (4) 安全運転管理に功労のあった個人及び事業所等に対する表彰
- (5) 新潟県公安委員会から委託を受けて行う安全運転管理に関する講習
- (6) 安全運転管理その他交通安全に関する関係行政機関及び関係団体との連絡協調
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この協会の会員は、次の種別とする。

- (1) 正会員 安全運転管理者及びその使用者であって、安全運転管理業務を積極的に推進するための経験、実績等を有し、この協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 普通会員 安全運転管理業務を推進することを目的として入会したもの
- (3) 賛助会員 この協会の目的に賛同し、その事業を推進するために入会したもの

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 この協会の会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、正会員として入会しようとするものは、前項の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この協会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費納入義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 正会員総数の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、開催の日から2週間前までに、開催の日時、場所、目的である事項及びその内容並びに第20条の規定により正会員が書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができることとする場合は、その旨を書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の第1号及び第2号の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行い、第3号から第5号までの決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当

たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 理事会で定めたときは、正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその総会において選任された2人以上が記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、総会において別に定める規則による。

第5章 役員及び職員

(役員の種類)

第23条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 31人以上41人以内（会長、副会長及び専務理事を含む。）
- (5) 監事 3人

2 会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選によって選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会の定めるところにより、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会の定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、この協会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第23条に規定する定数に足りなくなるときは、辞任し、又は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬及び費用の弁償について必要な事項は、総会において別に定める規則による。

(顧問及び相談役)

第 30 条 この協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、この協会の運営に関する重要な事項について諮問に応じ、相談役は、この協会の運営について助言し、又は意見を述べることができる。
- 3 顧問及び相談役は、必要に応じて会長の要請により総会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、この協会の事業に功労のあった者及び学識経験者の中から、理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 5 前条の規定は、顧問及び相談役に準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 2 項中「役員」とあるのは、「顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

(事務局)

第 31 条 この協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長たる理事の中から予め理事会において選定した副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合は、出席した理事の互選により、選出する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第38条 この協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会において別に定める規則による。

- 2 前項の規定にかかわらず、重要な財産の処分及び譲受けについては、理事会の決議によるものとする。

(経費の支弁)

第40条 この協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この協会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の承認を受け、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 会長は、第1項の事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

5 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3か月以内に次の書類を会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書
- (3) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(剰余金の分配)

第45条 この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 この協会は、法令で定められた事由により解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 この協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

(個人情報の保護)

第48条 この協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の公告をすることができない場合は、新潟県において発行する新潟日報に掲載する方法により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第 50 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

2 この協会の最初の会長は、石澤隆とする。

3 この協会の最初の専務理事は、水野俊一とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。